

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社カツイ	岩見沢市9条西1-10-1

2 指名停止期間

建設工事（土木・建築・大工・とび・鋼構造物・内装仕上）

平成28年2月23日～平成28年3月7日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

一般工事において、橋の修復工事の工事現場に設置したつり足場を、地覆コンクリート解体作業をするために、下請負業者の労働者に使用させるに当たり、構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定めなかった。

その結果、同上つり足場の崩壊により作業員3名が吊り足場から墜落し、1名が死亡、2名が負傷した。

このことにより、岩見沢簡易裁判所において、労働安全衛生法違反により罰金刑に処せられ、平成27年11月7日にその刑が確定した。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者の事故）に該当する事実があるため。

〈参考〉

「工事請負契約指名停止等措置要領」（抜粋）

昭和59年6月11日 59林野第156号 林野庁長官通知
【最終改正】 平成27年4月15日 27林政政第636号

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準

措 置 要 件	指名停止の期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヶ月以内

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）